

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について  
相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例

相模原市市営住宅条例(平成 9 年相模原市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 9 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。)」を加え、同号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「(配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第 67 条ただし書中「その他」を「その他の」に改める。

第 80 条中「、第 72 条及び次条から第 83 条まで」を「及び第 72 条」に改め、「、次条第 3 項中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と」を削る。

第 81 条の見出し中「及び市営住宅連絡員」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

附 則

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。ただし、第 80 条及び第 81 条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)の改正に係る規定の改正、市営住宅連絡員に係る規定の削除その他所要の改

正をいたしたく提案するものである。

## 議案第107号関係資料

### 相模原市市営住宅条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)の改正に係る規定の改正(第6条関係)

ア 法の題名の改正に係る規定の改正

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とするもの

イ 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者に係る入居者資格の改正

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するものについて、単身で公営住宅に入居することができるものとするもの

(ア) 法の規定による一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) 市営住宅連絡員に係る規定の削除(第80条及び第81条関係)

市営住宅連絡員の職を廃止するため、市営住宅連絡員に係る規定を削除するもの

#### 2 施行期日

平成26年1月3日。ただし、1(2)の規定は、同年4月1日

市営住宅連絡員 市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を行う市営住宅監理員の職務を補助させるため置くことができる職で、市営住宅監理員の指揮を受けて入居者との連絡事務を行うものをいう。

相模原市消防団に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 11 月 19 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市消防団に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市消防団に関する条例(昭和 28 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のよう  
に改正する。

第 4 条中「1,698 人」を「1,710 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

#### 提案の理由

消防団に大野台地区を受持区域とする南方面隊第 3 分団第 8 部を新設すること  
に伴い、消防団の定員に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について  
相模原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年11月19日提出

相模原市長 加山俊夫

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例

相模原市火災予防条例(昭和48年相模原市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第30条の3第2項第1号中「0.6メートル以上」の次に「(定温式住宅用防災警報器(住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。))第2条第4号の2に掲げるものをいう。以下この条において同じ。)にあつては、0.4メートル以上)」を加え、同条第3項中「住宅用防災警報器」の次に「(定温式住宅用防災警報器を除く。)」を加え、同条第4項の表第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分の項中「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。))」を「住宅用防災警報器等規格省令」に改め、同表第1項第6号に掲げる住宅の部分の項中「消防長が定める住宅用防災警報器」を「定温式住宅用防災警報器」に改め、同条第5項中「又は消防長が定める技術上の規格」を削る。

第30条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

第30条の5中「次の各号に定める」を「当該各号に定める」に改め、「有効範囲内の」の次に「第30条の3第1項各号に掲げる」を加え、「第30条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に」を削る。

第30条の7第2項中「第30条の3第1項に定める」を「第30条の3第1項各号に掲げる」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する住宅(消防法(昭和23年法律第186号)第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下同じ。)若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における住宅用防災警報器のうち、この条例による改正後の相模原市火災予防条例第30条の3第4項及び第5項の規定に適合しないものに係る種別及び技術上の規格については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 提案の理由

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号)の改正により、定温式住宅用防災警報器の規格が定められたことに伴う規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第109号関係資料

### 相模原市火災予防条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

- (1) 台所へ設置する住宅用防災警報器の種別として、消防長が定める住宅用防災警報器を住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年総務省令第11号)に規定する定温式住宅用防災警報器に改めるもの(第30条の3第4項関係)
- (2) 定温式住宅用防災警報器を設置する位置について、壁又ははりからの離隔距離は0.4メートル以上とし、換気口等の空気吹き出し口からの離隔距離は要しないものとするもの(第30条の3第2項及び第3項関係)

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

平成26年4月1日

##### (2) 経過措置

この条例の施行の際現に存する住宅又は平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を行う住宅においては、従前の消防長が定める住宅用防災警報器を設置することができることとするもの